

京都府公立大学法人公舎管理規程

平成20年4月1日
京都府公立大学法人規程第7号

(目的)

第1条 この規程は、公舎及びその駐車場(以下「公舎等」という。)の管理について特別の定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公舎 法人財産に属する建物又は法人が借り受けた建物のうち、法人の教職員の居住の用に供するための建物及びその附属建物で理事長が指定したものをいう。
- (2) 駐車場 公舎の附帯施設のうち、自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第2条第1号に規定する自動車の同条第3号に規定する保管場所として法人の教職員に使用させるための施設で理事長が指定したものをいう。

(管理事務)

第3条 公舎等の管理事務は、財務室長が総括する。

(公舎台帳及び駐車場台帳)

第4条 財務室長は、公舎台帳(別記第1号様式)及び駐車場台帳(別記第1号の2様式)を備え、必要事項を登録しておかなければならない。

(許可)

第5条 公舎に居住するにあたっては、理事長の許可を受けなければならない。

(許可の手続)

第6条 前条の規定により公舎の使用の許可を受けようとする者は、学長を經由して公舎使用申込書(別記第2号様式)を理事長に提出しなければならない。この場合において、駐車場の使用の許可を受けようとする者は、駐車場使用申込書(別記第2号の2様式)を併せて提出しなければならない。

- 2 前項の規定により公舎の使用を許可したときは、公舎使用許可書(別記第3号様式)を交付する。
- 3 第1項の規定により駐車場の使用を許可したときは、駐車場使用許可書(別記第3号の2様式)を交付する。
- 4 第1項前段に規定する使用の許可を受けている者が、駐車場を使用しようとする場合には、同項後段及び前項の規定を準用する。

(入舎届)

第7条 公舎使用許可証を交付された者は、許可の日から10日以内に入舎し、入舎届(別記第4号様式)を理事長に提出しなければならない。

- 2 駐車場使用許可書を交付された者は、許可の日から10日以内に駐車場の使用を開始し、駐車場使用届(別記第4号の2様式)を理事長に提出しなければならない。

(使用料)

第8条 公舎等の使用料は、別表の基準に基づいて理事長が定める。

- 2 公舎を使用する者に対しては、入舎の日から使用料を徴収する。
- 3 駐車場を使用する者に対しては、使用の日から使用料を徴収する。

(使用料の納入)

第9条 公舎等の毎月の使用料は、翌月5日までに納入通知書によつて納入しなければならない。ただし、3月分については、3月31日までとする。

(転貸の禁止等)

第10条 使用者は、公舎等を他人に転貸し、又はその使用权を譲渡することができない。

- 2 使用者は、公舎等を正常な状態において使用しなければならない。

(特別使用)

第11条 使用者は、次の各号の一に該当する場合は、理事長の許可を受けなければならない。

- (1) 家族及び雇人以外の者を居住させようとするとき。
- (2) 公舎等の全部又は一部を他の用途に使用しようとするとき。

(費用負担)

第12条 使用者は、原則として次に掲げる費用を負担しなければならない。

- (1) 公舎内外の清掃及び汚物の処理費
- (2) 給水料、電灯料、電力料及びガス料金
- (3) 給水、電灯、電力及びガス装置に関する小破修理費
- (4) 庭園樹木等の手入れ費
- (5) 障子、ふすま等の張替、硝子のはめ替費
- (6) 公舎等又はその附属物の滅失(盗難を含む。)又はき損に伴う復旧費で、使用者の責めに帰すべきものと認められるもの

(退舎)

第13条 使用者が法人の教職員でなくなったときは、居住者は退舎しなければならない。

(退舎届及び使用期間の延長)

第14条 使用者が前条の規定により退舎するとき又はその他の事情により退舎する必要が生じたときは、退舎届(別記第5号様式)を提出し、居住者は30日以内にその公舎等を明け渡さなければならない。この場合において、駐車場を使用しているときは駐車場返還届(別記第5号の2様式)を併せて提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、やむを得ない事情により期間内に退舎できないときは、理事長の許可を得て使用期間を定めてこれを延期することができる。
- 3 使用者が退舎することなく駐車場の使用を中止しようとする場合には、理事長に駐車場返還届を提出しなければならない。

(使用許可の取消)

第15条 使用者が次の各号の一に該当するときは、公舎又は駐車場の使用許可を取り消すことがある。

- (1) 故なく使用許可の日から10日以上公舎又は駐車場を使用しないとき。
 - (2) 使用料を指定の期日までに納入しないとき。
 - (3) この規程又は公舎等の管理につき必要な指示命令に違反したとき。
- 2 前項の取消しを受けた者は直ちに公舎を退舎しなければならない。
 - 3 前項の場合いかなる名目があつても損害賠償その他の請求をすることはできない。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

公舎等使用料算出基準

第1 公舎使用料の算定

1 公舎の使用料(1箇月分)は、次の表の第1欄の構造の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄から第3欄までの公舎の所在する区域の区分ごとに定める1平方メートル当たりの基準使用料の額(以下「基準使用料の額」という。)に、当該公舎の家屋又は家屋の部分の延べ面積(以下「延べ面積」という。)を乗じて算定した額(その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げて計算した額)とする。

構 造	京都市	その他
木 造	452円	387円
非木造	483円	414円

2 前項の場合において、当該公舎の家屋又は家屋の部分が次に該当するときは、同項に規定する基準使用料の額又は延べ面積に調整を加えるものとする。

(1) 経過年数による使用料の調整

公舎の家屋又は家屋の部分が、建築後次の表の第1欄に掲げる経過年数を経過するときは、同表の第1欄に掲げる経過年数の区分に応じ、基準使用料の額から、それぞれ同表の第2欄から第3欄までの構造ごとに定める金額を控除して調整を加えるものとする。

経過年数	構造別	
	木 造	非木造
5 年	38円	16円
10 年	77	33
15 年	115	51
20 年	153	69
25 年	192	85
30 年	231	103
35 年	269	119
40 年	306	135
45 年	306	153
50 年	306	172
55 年	306	188
60 年	306	205
65 年	306	221
70 年	306	237
80 年	306	271
90 年	306	306

注 経過年数は、平成17年4月1日(平成17年4月2日以後に供用を開始した公舎については、当該供用開始年月日)現在において算定するものとする。

(2) 延べ面積が著しく大きいことによる使用料の調整

公舎の延べ面積が100平方メートルを超えるものである場合においては、当該公舎の延べ面積から100平方メートルを超える面積の100分の50に相当する面積を控除して延べ面積に調整を

加えるものとする。

3 次に該当する特別の事情があると認められる場合は、使用料の調整をする。

(1) 公舎が次の各号の一に該当する場合には、前2項の規定により算定した額から5割以内を増減して、公舎の使用料を定めることができる。

ア 公舎の家屋又は家屋の部分が著しく粗悪であり、又は破損している場合

イ 公舎の施設が著しく劣悪である場合

ウ その他理事長が特別に必要と認める場合

(2) 所在地の環境及び家屋又は施設の現況等を勘察し、使用料の調整を必要と認める場合にあつては、前2項の規定にかかわらず、理事長が別に定める額をもつて公舎の使用料とすることができる。

4 使用期間が1箇月に満たない場合の公舎の使用料の額は、前3項の規定により算定した月額を日割計算した額とする。

第2 駐車場使用料の算定

1 駐車場の使用料(1箇月分)は、行政財産使用料の例により算出した額に償却費相当額を加えて算定した額を基準として定める。

2 使用期間が1箇月に満たない場合の使用料の額は、前項の規定により算定した額を日割計算した額とする。

備考

公舎の使用料(1箇月分)の額の算定は、次の算式で示される。

1箇月分公舎の使用料の額を A

基準使用料の額を K

経過年数による調整額を N

公舎の延べ面積を S

特別の事情による調整率を Q(5割以内)とする。

(1) 延べ面積が著しく大きいことによる使用料の調整の適用がある場合(S>100平方メートルの場合)

$$A = (K - N) \times \left\{ 100 + \frac{1}{2} (S - 100) \right\} \times (1 \pm Q)$$

(2) 延べ面積が著しく大きいことによる使用料の調整の適用がない場合(S≤100平方メートルの場合)

$$A = (K - N) \times S \times (1 \pm Q)$$

公 舎 台 帳

											索引		
所在地													
名称								設置年月日		建築 公舎指定			
用地		国府他	m ²						摘要				
建物		国府他	本屋		建築面積		m ²		延べ面積		m ²		摘要
			附属屋		建築面積		m ²		延べ面積		m ²		
建物構造						室数及び畳数		室 畳			使用料算出基準		
使 用 料	評定	年月日		年 月 日		月額 , 円		改定		年 月 日		月額 円	
	改定	年月日		年 月 日				改定		年 月 日			
	改定	年月日		年 月 日				改定		年 月 日			
	改定	年月日		年 月 日				改定		年 月 日			
使用者			使用許可年月日		入舎年月日			退舎年月日			摘要		
所属名		職名	氏名										

別記第2号様式（第6条関係）

公 舎 使 用 申 込 書

平成 年 月 日

京都府公立大学法人理事長 様

所属・職

氏 名

印

次の理由により公舎を使用したいので許可を申し込みます。

理 由

希望公舎名

入舎予定日 平成 年 月 日

入居者氏名	性 別	続 き 柄	生 年 月 日	備 考

別記第2号の2様式（第6条関係）

駐 車 場 使 用 申 込 書

平成 年 月 日

京都府公立大学法人理事長 様

所属・職
氏 名

次のとおり、公舎に附帯する駐車場を使用したいので、許可を申し込みます。

駐 車 場 の 名 称 公舎駐車場

車 種 及 び 色

登 録 番 号

使用開始予定日 平成 年 月 日

使用者名及び
申込者との続き柄

別記第3号様式（第6条関係）

公 舎 使 用 許 可 書

第 号
平成 年 月 日

様

京都府公立大学法人理事長

下記のとおり平成 年 月 日から公舎の使用を許可します。

記

- 1 公 舎 の 名 称 公 舎 号
- 2 所 在 地
- 3 使 用 者
- 4 公 舎 の 使 用 料 月 額 , 円
- 5 公 舎 使 用 に つ い て は 、 京 都 府 公 立 大 学 法 人 公 舎 管 理 規 程 （ 京 都 府 公 立 大 学 法 人 規 程 第 7 号 ） を 厳 守 す る こ と 。
- 6 入 舎 後 は 速 や か に 入 舎 届 を 提 出 す る こ と 。

別記第3号の2様式（第6条関係）

駐 車 場 使 用 許 可 書

第 号
平成 年 月 日

様

京都府公立大学法人理事長

下記のとおり平成 年 月 日から駐車場の使用を許可します。

記

- 1 駐車場の名称 公舎駐車場
- 2 駐車 の 位 置
- 3 使 用 者
- 4 駐車場の使用料 月額 , 円
- 5 駐車場の使用については、京都府公立大学法人公舎管理規程（京都府公立大学法人規程第7号）を厳守すること。
- 6 使用開始後は速やかに駐車場使用届を提出すること。

別記第4号様式（第7条関係）

入 舎 届

平成 年 月 日

京都府公立大学法人理事長 様

所属・職

フリガナ
氏 名

職員番号

--	--	--	--	--	--	--	--

下記のとおり平成 年 月 日に入舎しましたから届け出ます。

記

1 公舎の名称

2 所在地

別記第4号の2様式（第7条関係）

駐 車 場 使 用 届

平成 年 月 日

京都府公立大学法人理事長 様

所属・職
氏 名

下記のとおり平成 年 月 日から使用しましたから届け出ます。

記

1 駐車場の名称 公舎駐車場

2 駐車場の位置 側敷地No.

別記第5号様式（第14条関係）

退 舎 届

平成 年 月 日

京都府公立大学法人理事長 様

転居先

氏 名

下記のとおり平成 年 月 日に退舎しますから届け出ます。

記

- 1 公 舎 の 名 称
- 2 所 在 地
- 3 所属及び職氏名
- 4 退 舎 理 由

別記第5号の2様式（第14条関係）

駐 車 場 返 還 届

平成 年 月 日

京都府公立大学法人理事長 様

氏 名

下記のとおり平成 年 月 日に駐車場を返還しますから届け出ます。

記

- 1 駐車場の名称 公舎駐車場
- 2 駐車場の位置 側敷地No.
- 3 使用者名及び
返還者との続き柄